

◆障害者週間とは

毎年12月3日～9日までは「障害者週間」です。障害者週間は、障がい者があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により定められているものです。

豆知識

12月3日は「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日です。これを記念して国連総会において「国際障害者デー」とすることが宣言されています。12月9日は「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日を記念し、障害者基本法で「障害者の日」とすることが規定されています。



世界では人口のおよそ15%の人々が身体的・精神的・感覚的な障がいに関心と理解を深めていきたいと思います。

▶▶▶ DATA

障害者手帳を持っている方  
(市内、令和3年3月末現在)

- ・身体障害者手帳 1,177人
- ・療育手帳 253人
- ・精神障害者保健福祉手帳 139人

◆砂川市の取り組み

現在、市内に住む障がい者とその家族が自らの意思で自らが望む生活を送ることができるよう、地域全体で認め合い、支え合うまちづくりを目指す「第3次砂川市障がい者福祉計画」を策定しています。また、今年の3月には「第6期砂川市障がい福祉計画」(令和3年度～同5年度)を策定しました。これらの計画に基づき、各種施設の利用や在宅生活を支援するためのサービスの支給、医療費の助成など、さまざまな障がい福祉サービスを提供しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



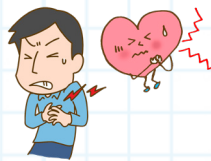
障がい福祉について  
(市ホームページ)

◆ご存じですか？ヘルプマーク〈援助や配慮が必要な人のためのマークです〉

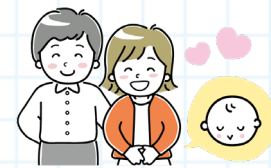
ヘルプマークとは、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が身につけることで、周囲の方からの援助や配慮を受けやすくすることを目的としたマークです。



義足や人工関節を使用している方



内部障がいや難病の方



妊娠初期の方 など

ヘルプマーク利用者を見かけたら、電車・バス内で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたりするなど思いやりのある行動をお願いします。また、ヘルプマーク利用者はヘルプマークの趣旨に沿った適正な利用をお願いします。

●ヘルプマークを配付しています

市役所1階社会福祉係(13番窓口)で無料で配付しています。配付にあたっては、氏名や年齢、配慮を要する主な理由などについて申込書に記入していただきます。(障がい者手帳や住民票、マイナンバーなどは不要)

※お一人様1個まで。申込者は本人または家族に限ります。在庫の都合上、即日配付できない場合があります。また、郵送での申込・配付は実施していません。



## ◆相談支援事業所「地域生活支援センターぽぽろ」

市には、障害者総合支援法に基づく相談支援事業所として「地域生活支援センターぽぽろ」が設置されています。この事業所では、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことを目指し、当事者にとってより暮らしやすい生活ができるよう、社会福祉士などの相談支援専門員が次のような支援事業を行っています。

### ●地域生活支援センターぽぽろ

〒073-0161 西1条北5丁目1-17

TEL 55-3101 FAX 55-3102

【E-mail】

po-po-ro @ camel.plala.or.jp

### ●相談支援事業

さまざまな相談に専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士）が個別に対応します。ご家族からの相談もお受けします。

▷例えばこんな相談



生活全般



対人関係



病気や服薬に関すること



社会資源や諸制度の利用



住宅や就労 など

【利用時間】 月～金曜日 9:00～17:00

※土・日曜日、祝日、夜間は留守番電話、FAX、メールで受け付けています。

### ●地域活動支援センターI型事業（サテライト憩いの場）

創作的な活動、生産活動、社会との交流促進など日中の活動の場を提供することによって、地域で安心して暮らすことができるように支援します。

▷例えばこんな活動



クラフト作業



調理実習



食事会



ガーデニング



体操などの軽い運動



ボランティア活動 など

【開設時間】 月～金曜日 9:30～15:30

【利用料】 無料（プログラムによっては材料費などの実費負担あり）

### ●精神障がい者地域生活支援事業（地域移行・定着支援事業）

長い間精神科に入院している方で、症状が安定し、受入条件が整えば退院可能な方が対象です。地域で生活できるよう、本人の希望に沿って退院に向けて支援します。

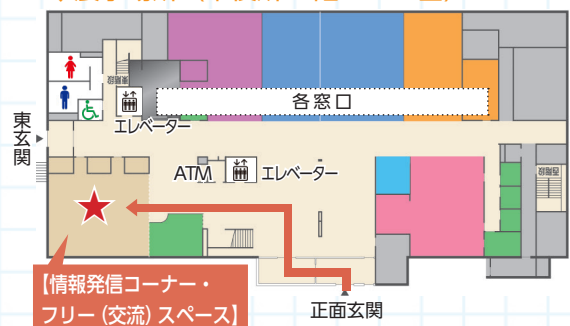
## ◆発達障がい理解促進パネル展

発達障がいの特性や支援方法など、発達障がいへの理解の促進を図るため、パネル展を開催します。

●とき 12月13日(月)～17日(金)

●ところ 市役所1階 情報発信コーナー・フリー（交流）スペース（正面玄関左手）

### ◆展示場所（市役所1階フロア図）



問社会福祉係Tel 74-8103